

堀川納屋橋地区河川敷地利用手続き及び基準

(目的)

第1条 この基準は、堀川水辺活用推進事業要綱（以下、「要綱」という。）第3章の事業を実施する際に必要な手続き及び利用基準等を定めるものである。

(運営主体)

第2条 納屋橋地区の河川敷地の利活用は、要綱第20条に定める組織で運営する。

(占有主体)

第3条 納屋橋地区の都市地域再生等占有主体は、河川占有準則第22第4第1号（準則第6）に該当する者で、要綱第14条第1項に規定する納屋橋地区部会の承認を得た都市・地域再生等占有主体（以下、「占有主体」という。）とする。

(占有主体の役割)

第4条 占有主体は、占有施設について営業活動を行う事業者等（以下、「施設使用者」という。）に使用をさせることができるものとし、この場合には、第5条に規定する手続きを行う。

- 2 占有主体は、施設使用に関する施設使用者からの相談において、違法物件に該当する場合は設置しないよう説明を行う。
- 3 占有主体は、納屋橋地区内の親水広場、遊歩道等の利用状況を常に把握するため、週に1回程度の現地巡視と清掃管理を行う。
- 4 占有主体は、河川敷地の利用等の事業運営にあたり、利用者及び第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入する。

(施設利用手続き)

第5条 占有施設について施設使用者に使用させることができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 主に地先事業者がオープンカフェ等実施のために、年間通じて利用する「長期利用」
 - (2) 堀川や納屋橋の賑わい創出や魅力発信のイベント等実施のために1週間程度の期間、利用する「短期利用」
- 2 長期利用は、施設使用者がオープンカフェ使用申込みを行い、占有主体が審査、施設使用料徴収、使用承諾書を交付した上で、使用を認める。
 - 3 短期利用は、施設使用者がイベント使用申込みを行い、占有主体が審査、施設使用料徴収、使用承諾書を交付した上で、使用を認める。

4 前3項の他、他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は必要な手続きを行う。

(施設使用料)

第6条 占有施設について施設使用者に使用させることにより施設使用料を得る場合には、その収入を、納屋橋地区の施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることとする。

- 2 長期利用の施設使用料は、3,000円/㎡・年で算出する。ただし、年度途中からの契約等は月単位で計算し、その料金は250円/㎡・月で算出する。
- 3 短期利用の施設利用料は、別表1に定めた額とする。
- 4 短期利用の場合の使用料徴収にあたり、別表2の場合は全額を免除する。
- 5 占有主体は、施設使用料の徴収、支出管理を適正に行い、名古屋市へ報告する。

(長期利用の使用基準)

第7条 長期利用で、以下事項を満たす場合に使用を認めるものとする。

- (1) 利用区域は、自店舗前面の間口範囲内の遊歩道の区域とする。ただし、他の者の河川の自由使用を著しく妨げるようなことがないよう努めると共に、他の者の水面等の利用や河川管理用の通路を確保すること。
- (2) 使用承諾できる期間は、毎年4月1日から3月31日までとし、使用を継続する場合には再度手続きを行うこと。
- (3) 使用にあたっては、あらかじめ施設使用料を占有主体に支払い、使用承諾を受けること。
- (4) その他利用にあたり、次の条件を付す。
 - ア 占有施設は移動可能な簡易なもの(テーブル、イス、パラソル、ワゴン等)とし、施設使用者が自店舗前面に設置する可動式日よけを含む。
 - イ 上記占有施設は、自店舗の営業時間外は撤去、収納すること。

(短期利用の使用基準)

第8条 短期利用で、以下事項を満たす場合に使用を認めるものとする。

- (1) 利用区域は、遊歩道(手すり、護岸含む)及び親水広場の区域とする。ただし、長期利用区域を除き、他の者の河川の自由使用を著しく妨げるようなことがないよう努めると共に、他の者の水面等の利用や河川管理用の通路を確保すること。
- (2) 使用承諾できる期間は、原則1週間以内とする。ただし、修景美化施設については、あらかじめ相当の期間を定め、承諾を受けることとする。
- (3) 使用を認める用途、主催者、利用可能時間、使用条件は別表3による。ただし、周辺環境や主催者実績等を勘案のうえ、名古屋市、占有主体等の協議により支障がないと認められる場合は、利用可能時間を延長できるものとする。

(4) 利用にあたっては、次の行為を禁止する。

- ア 公序良俗に反する行為
- イ 一般歩行者等の通行を妨げる行為
- ウ 要綱第1条の目的に反し、営利のみを目的とする行為
- エ 短期的オープンカフェを除き、物品販売及び飲食物の提供のみを目的とする行為
- オ 周辺住民や利用者等に迷惑をかける行為
- カ 施設や設備に損傷を与える行為
- キ 焚き火等の危険行為

(短期利用の使用申込み)

第9条 短期利用の使用申込みは、以下のとおり取り扱う。

- (1) 申込期限は原則として使用希望月の3ヵ月前の初日とする。
- (2) 使用希望日が重複する申込みがあった場合は、内容等により審査を行い、決定する。
- (3) 申込期限を過ぎた後、利用者がいない場合は随時先着順に受け付ける。

(使用基準等の変更)

第10条 前3条の規定に関わらず、実行委員会は名古屋市と協議の上で、自らの責任と費用負担により取り扱いを変更することができる。

(使用承諾の取り消し)

第11条 施設使用者が、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していることが判明した時は、使用承諾の全部または一部を取り消すものとする。

(報告)

第12条 実行委員会は、毎年度、名古屋市へ以下に掲げる事項について報告する。

- (1) 施設利用実績(利用件数、内容、利用料及びその活用状況)
- (2) 専用ウェブサイトの利用実績
- (3) 事業の実施にあたり変更した使用基準等
- (4) 事業の実施にあたり改善が必要と考えられる事項
- (5) その他、必要なもの

(適用除外)

第13条 堀川納屋橋地区水辺活用推進事業の実施にあたり、この基準に定めのない場

合又は疑義の生じた場合には、名古屋市、実行委員会、その他関係者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年6月12日から実施する。

(別表1) 短期利用の使用料

	名 称	使用面積 (㎡)	電源 設備	使用料 (円/日)	
				敷地のみ	敷地と電源
A	みのりの広場	約 300	有	2, 400	2, 500
B	天王崎橋上流右岸広場	約 110	無	900	—
C	錦橋下流左岸広場	約 20	無	200	—
D	シャムズガーデン	約 150	有	1, 200	1, 300
E	納屋橋ゆめ広場	約 350	有	2, 800	2, 900
F	納屋橋きらめき広場	約 140	無	1, 200	—
R	リバーウォーク	—	無		
	a 錦橋~納屋橋(右岸)			a : 2, 000	a : 2, 100
	b 錦橋~納屋橋(左岸)			b : 800	b : 900
	c 納屋橋~天王崎橋(右岸)			c : 1, 100	c : —
	d 納屋橋~天王崎橋(左岸)			d : 500	d : —

(備考)

1. 使用面積は広場の全体面積からスロープ・階段等の面積を除く
2. 使用する時間が6時間未満の場合は半額
3. テレビや雑誌等の撮影については、時間・使用区域に関わらず1,300円/日とする
4. 一部使用できない場所がある場合、その面積に8円/㎡を乗じて得た額を減額し、100円未満の数字を切捨てる

(別表2) 短期利用時の使用料免除

① 主催者が以下の者の場合

あ	国、地方公共団体
い	納屋橋地区の都市・地域再生等占用主体
う	中区、中村区内の商店街振興組合
え	周辺学区の町内会、子ども会等
お	国、地方公共団体又は納屋橋地区河川敷地利用実行委員会（構成員を含む。）が委員となる実行委員会

② 使用用途が以下の場合

か	芸術、文化的イベントのうち有償提供、物品販売を伴わないもの
き	修景美化
く	テレビや雑誌等の撮影のうち報道に該当するもの

(別表3) 短期利用条件等 (用途、主催者、利用可能時間、使用条件)

① イベント利用

使用用途	主催者	使用時間	使用条件 (特記事項)
商店街振興組合主催の販売促進イベント	中区・中村区内にある商店街振興組合	午前6時から 午後9時まで	*参加無料であること *参加無料であること *納屋橋地区の賑わい創出、堀川浄化等に還元する取組み* を行う場合を可とする
地域住民主催のイベント	周辺学区の町内会・子ども会等		
芸術、文化的イベント	限定しない		
その他地域還元を伴うイベント			

※飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める

※納屋橋地区の賑わい創出、堀川浄化等に還元する取組みとは、清掃、修景美化、広報協力(協賛金)、イベント実施の活動目的に納屋橋地区賑わい創出、堀川浄化を掲げている等

② 短期的オープンカフェ使用

使用用途	主催者	使用時間	使用条件 (特記事項)
地域店舗等によるオープンカフェ	納屋橋周辺の店舗事業者等	午前6時から午後9時まで	*①の使用を優先する *テーブル、イス、パラソルなど移動容易な施設であること、及び毎日片付けること *店名・メニュー等の掲示は、提供又は販売場所の直近に限り認める

③ その他の使用

使用用途	主催者	使用時間	使用条件 (特記事項)
修景美化	限定しない	終日	*イルミネーション、フラワーポット、ハンギングバスケット等、納屋橋地区の修景美化に寄与するものを可とする *手すり、護岸に設置する場合は、構造上問題のないものとする *設置者の名称程度の看板設置は認める
テレビや雑誌等の撮影			*河川敷地を独占的に使用する場合は短期利用の対象とする